

第7章 生活保健対策の推進

1 食の安全・安心の確保

現状と課題

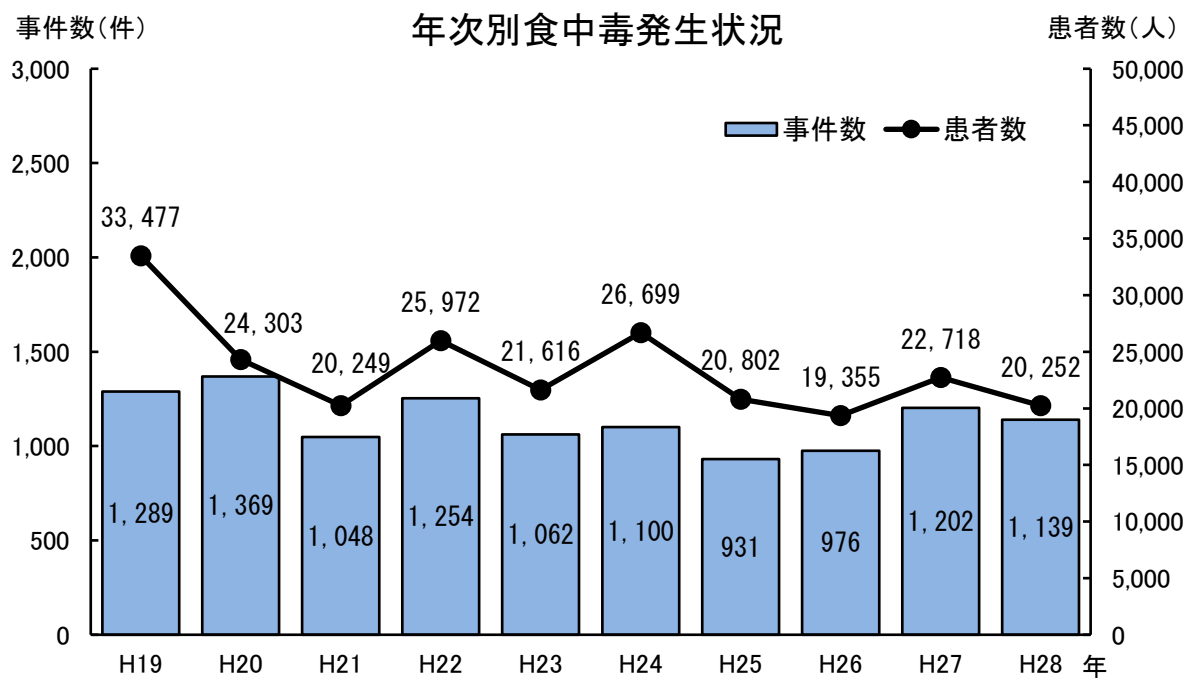
現在、食品の製造・加工技術の進歩や流通の広域化により、国内はもとより世界各国から様々な食品が流通し、食品を取り巻く環境は著しく変化しています。そのようななかで、食品による食中毒等の健康被害は依然として発生しており、なかでも、ノロウイルスによる食中毒は冬季に多く発生し、事件数では約3割、患者数では半数以上を占めています。さらに、生又は加熱不十分な鶏肉等を原因とするカンピロバクターによる食中毒も多数を占めています。また、金属等の危害性のある異物の混入による回収事例なども増加傾向にあります。このような状況を受け、食品の安全性の向上を図るため、国においては、HACCPによる衛生管理(※1)の制度化が検討されています。

そこで、市民の食の安全・安心を確保するため、毎年策定する和歌山市食品衛生監視指導計画に基づき、関係機関と連携した効果的な監視指導を実施するとともに、食品衛生知識の普及啓発に努める必要があります。

表1 食中毒事件数、患者数の推移

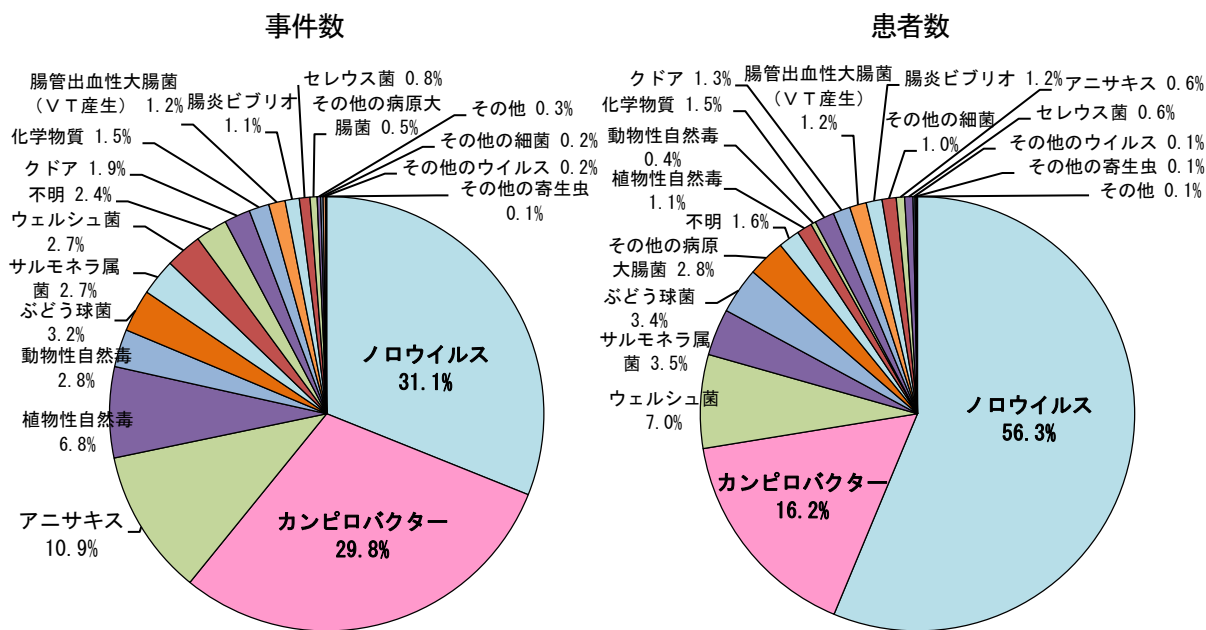
	事件数(件)		患者数(人)		死者数(人)	
	全国	和歌山市	全国	和歌山市	全国	和歌山市
平成26年	976	4	19,355	159	2	0
平成27年	1,202	10	22,718	117	6	0
平成28年	1,139	2	20,252	13	14	0

図1 食中毒事件数、患者数の推移



【厚生労働省 食中毒統計】

図2 病因物質別発生状況（平成28年）（全国）



【厚生労働省 食中毒統計】

施策の方向

- (1) 食品関係事業者等に対して、食品の製造や加工・流通・保存にあたっての衛生確保について、自主管理体制の確立、HACCPによる衛生管理の導入を支援します。また、講習会や監視指導を通して必要な情報の提供や技術的な指導を行います。
- (2) 和歌山市食品衛生監視指導計画に基づき、食品取扱施設への立入検査、食品等の収去検査を実施します。
- (3) 消費者に対して、食品の安全性に関する様々な知識や正確な情報を入手できるよう、パンフレットやホームページ、講習会等により情報提供に努めます。
- (4) 食品の表示については、食品表示に関する規定を一元化した食品表示法のもと、関係部局と連携をとりながら適正表示の徹底を図ります。
- (5) 監視指導に従事する食品衛生監視員の確保及び資質の向上を図るとともに、研修会等に積極的に参加し、最新の技術習得や情報収集に努めます。

目標の設定

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成35年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品取扱施設の監視指導率	110% 全体では100%を達成したが、一部の業種においては低くなっている。(47%~431%)	100% 全体及び各業種において、100%となるよう努める。
食品の収去検査等の不適及び不良率	7.4%	8.0%以下を保つ。

《用語説明》

※1 HACCPによる衛生管理

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的で有効性が高いとされています。

2 環境衛生対策の推進

現状と課題

理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業、旅館業及び公衆浴場業の6業種は、市民の生活に密着した営業です。これらの営業を行う場合には、理容師法等それぞれの業種に応じた衛生関係の法令等を遵守する必要があります。

これらの営業許可等は期限が定められていないため、施設廃止時の手続きがなされないことが多く、全施設数の把握が課題となっています。また、市民の嗜好が多様化するのに伴い各営業施設における衛生問題も広範囲に及んでいます。こうした問題に対応するため、より一層の監視指導體制の強化が必要となります。

公衆浴場及び旅館業で循環式浴槽を設置している35施設については、浴槽水の水質検査を実施し、レジオネラ症防止対策に努めています。また、温泉の適正利用に関する許可及び不特定多数の者が利用する遊泳用プールの衛生指導を実施し、安全な衛生環境の確保に努めています。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物（延べ面積が3千平方メートル以上の事務所等及び8千平方メートル以上の学校）については、建築物内の空気環境、給水等について維持管理基準が規定されており、これらの特定建築物の管理者に対して監視指導を行い建築物の衛生的な環境の確保に努めています。

専用水道（101人以上の社宅等の自家用水道及び生活の用に供給する1日最大給水量が20立方メートルを超える水道）と簡易専用水道（受水槽の有効容量が10立方メートルを超える施設を設けて上水を給水する施設）の施設については、水道法に基づく衛生基準等が規定されており、立入調査等を実施し、監視指導を行い安全で衛生的な水の確保に努めています。

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場の経営許可は、公衆衛生の確保はもとより、宗教的感情やその永続性及び非営利性の確保も考慮する必要があります。近年ではこれらの施設に対する市民感情も変化しつつあるため、その許可にあたってはより慎重に進める必要性が生じています。

近年の高気密・高断熱の住宅におけるダニや化学物質によるアレルギー性疾患等の住居環境問題が発生しています。また、従来のねずみや衛生害虫（蚊、ハエ等）以外の害虫（セアカゴケグモ、スズメバチ等）の相談件数も増加しています。

表1 環境衛生施設

(単位：件)

区分	平成28年度	
	施設数	監視数
理容所	399	24
美容所	884	74
クリーニング所	194	47
旅館業営業施設	114	31
公衆浴場	46	27
興行場	16	1
墓地、納骨堂、火葬場	531	6
特定建築物	129	114
簡易専用水道施設	682	595
専用水道施設	13	2
温泉利用施設	20	16
遊泳用プール	19	18

施策の方向

- (1) 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場及び旅館等市民生活に密着した各営業施設の監視指導体制の強化及び衛生指導の充実を図ります。
- (2) 特定建築物や多人数が利用する遊泳用プールの衛生的環境の確保に努めます。
- (3) 墓地等が支障なく運営できるよう衛生指導の充実を図ります。
- (4) 温泉利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、衛生指導の充実を図ります。
- (5) 簡易専用水道及び専用水道等の衛生状態を確保するため、監視指導を充実させます。
- (6) 住居環境に関する環境衛生問題の情報を市民に提供します。
- (7) ホームページ等で衛生害虫以外の害虫に対する注意喚起を行います。

目標の設定

理容所、美容所及びクリーニング所並びに興行場、公衆浴場、旅館及び簡易専用水道について、次のとおり年間監視率の向上を目指します。

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成35年度)
理容所、美容所及びクリーニング所	9.9%	全施設数の15%
興行場、公衆浴場及び旅館	35.8%	全施設数の50%
簡易専用水道	87.2%	100%

3 動物愛護及び共生の推進

現状と課題

(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施

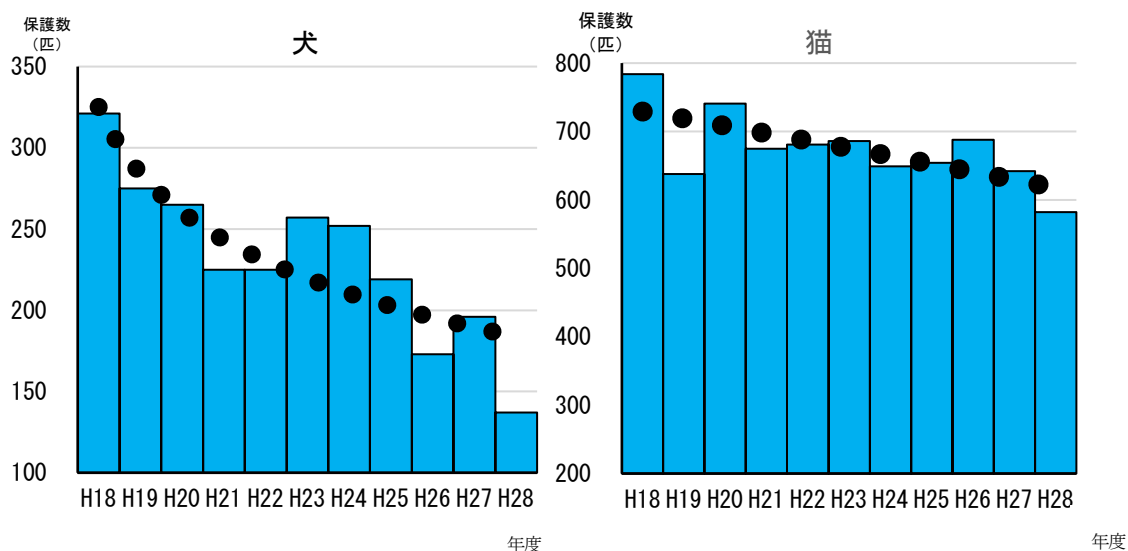
犬を飼育する場合には登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。平成27年度における注射率の全国平均は71.8%ですが、本市は56.3%と、全国平均を下回っているため、注射率を向上させる施策が必要です。

(2) 犬猫の保護数(図1)及び苦情数(図2)の推移

本市での犬の保護数や放し飼いなどの苦情数は減少傾向にあります。これは、社会状況や飼育者の意識の変化、室内で飼育することの多い小型犬や純血種の増加などによるものと思われます。

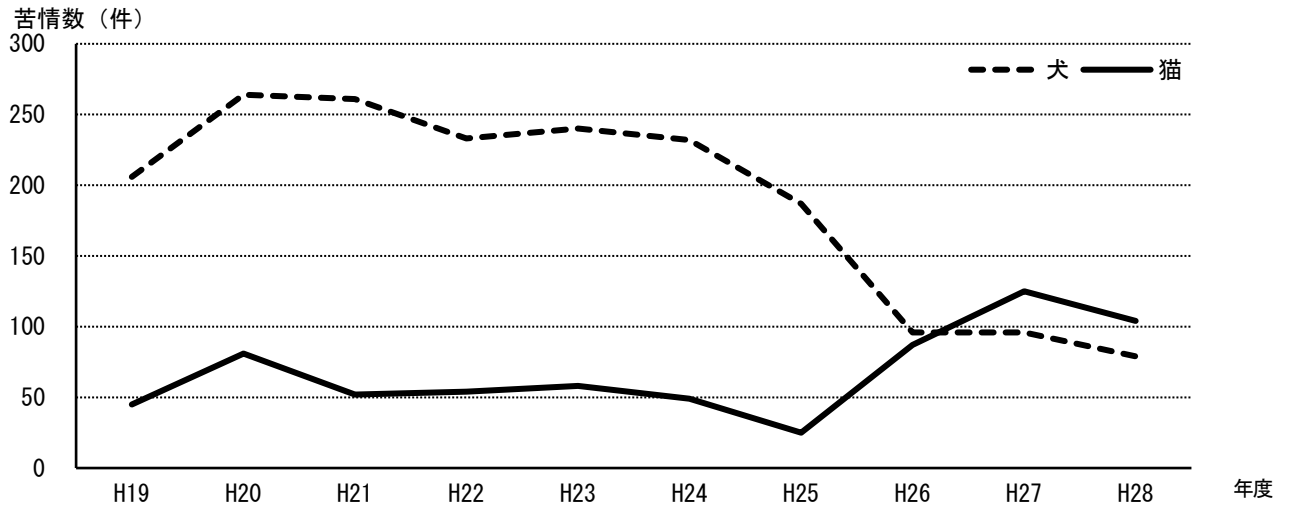
犬に対し猫の保護数はほぼ横ばいで推移しています。平成27年度からは減少傾向にあります。猫も犬と同様に純血種の飼育が増える傾向にありますが、現在のところ飼い猫の大半は雑種が占めており、不妊去勢手術をせず放し飼いをしている猫も依然として多く見受けられます。それらの猫の繁殖と野良猫に餌を与えることによる繁殖の助長が保護数の減少を妨げる要因となっています。また、苦情数は増加傾向にあり、野良猫と放し飼いの猫による環境被害の発生がその大半を占めています。苦情数が減少しない理由として社会状況や人の意識の変化により、野良猫などの存在に対し寛容な社会ではなくなってきたことも考えられます。

図1 犬及び猫の保護数



* ●は、保護数の傾向を表しています。

図2 犬及び猫の苦情件数



(3) 犬猫の処分数 (図3、図4) 及び譲渡数等 (表5) の推移

保護後の犬猫は飼い主への返還や新たな飼い主に譲渡されない場合には処分することになります。犬の処分数は年々減少していますが猫の処分数は横ばいです。平成27年度と28年度の猫の処分数は減少していますが、これは保護中の死亡数の増加、保護数の減少などによるものです。

また、犬猫の譲渡を推進することにより殺処分数の減少を図っています。犬については保護数が少ないことから直接的な効果が認められますが、猫については保護数が多く、譲渡による効果は限定的です。

図3 犬の殺処分数及び保護中死亡数

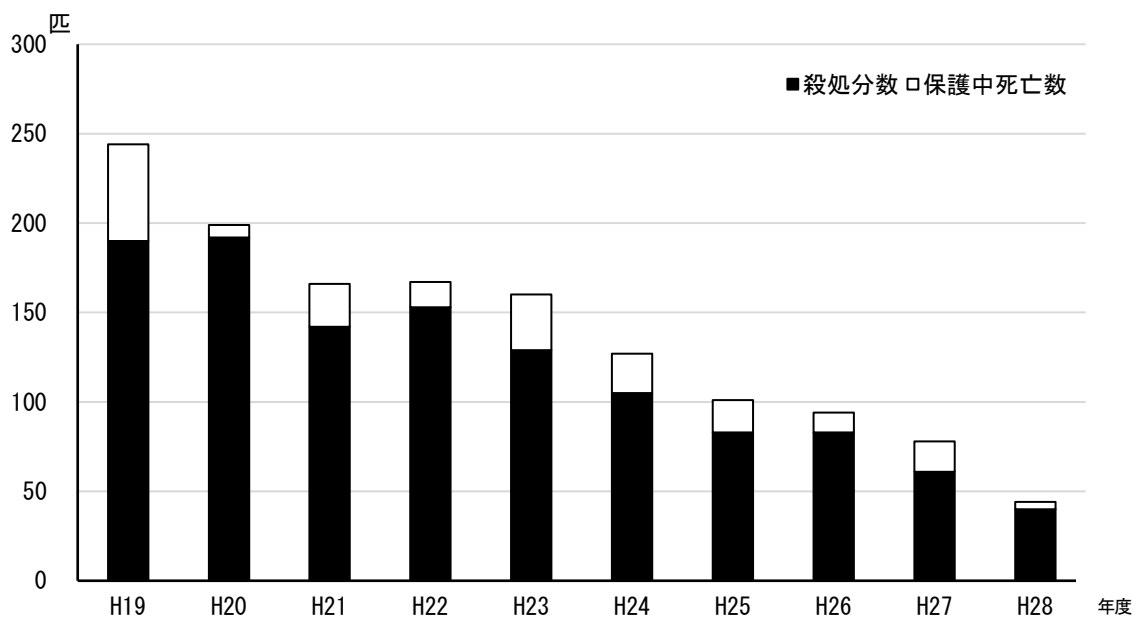


図4 猫の殺処分数及び保護中死亡数

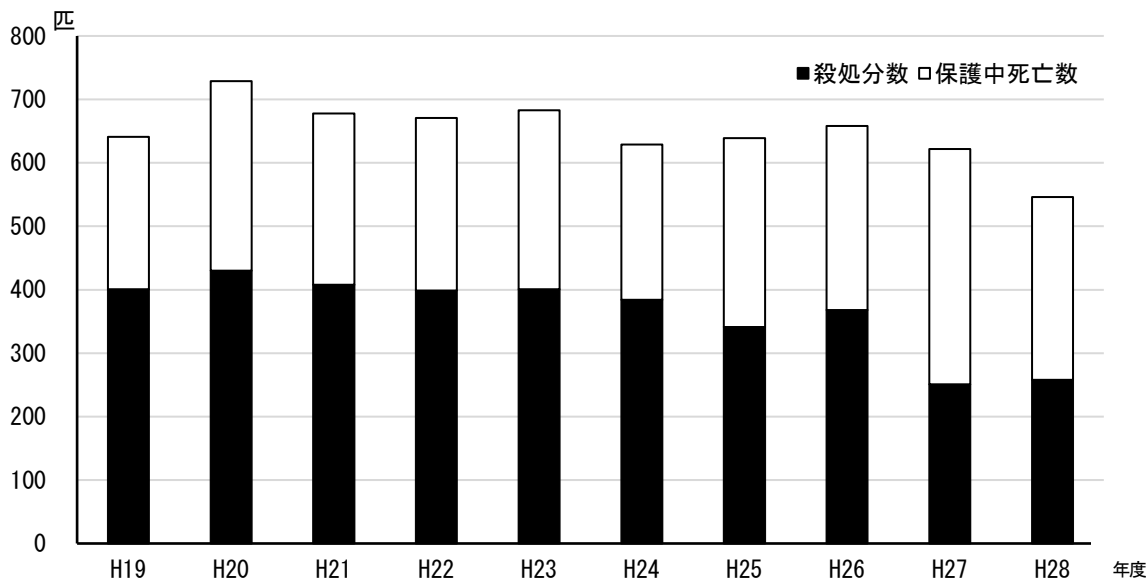


表5 犬、猫の譲渡数及び返還数

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
譲渡会開催回数 (回)		6	6	6	8
犬	譲渡数 (匹)	61	26	73	46
	返還数 (匹)	55	48	53	46
猫	譲渡数 (匹)	11	17	26	32
	返還数 (匹)	0	1	1	0

(4) 地域猫対策 (※1)

猫の保護数や処分数が減少しない理由の一つとして不妊去勢手術をしていない野良猫の繁殖があります。野良猫の繁殖を抑えるため、本市では平成 28 年度から和歌山県と共同で地域猫対策を行っています。ただ、開始から日が浅く、現在のところ目立った効果は表れていません。

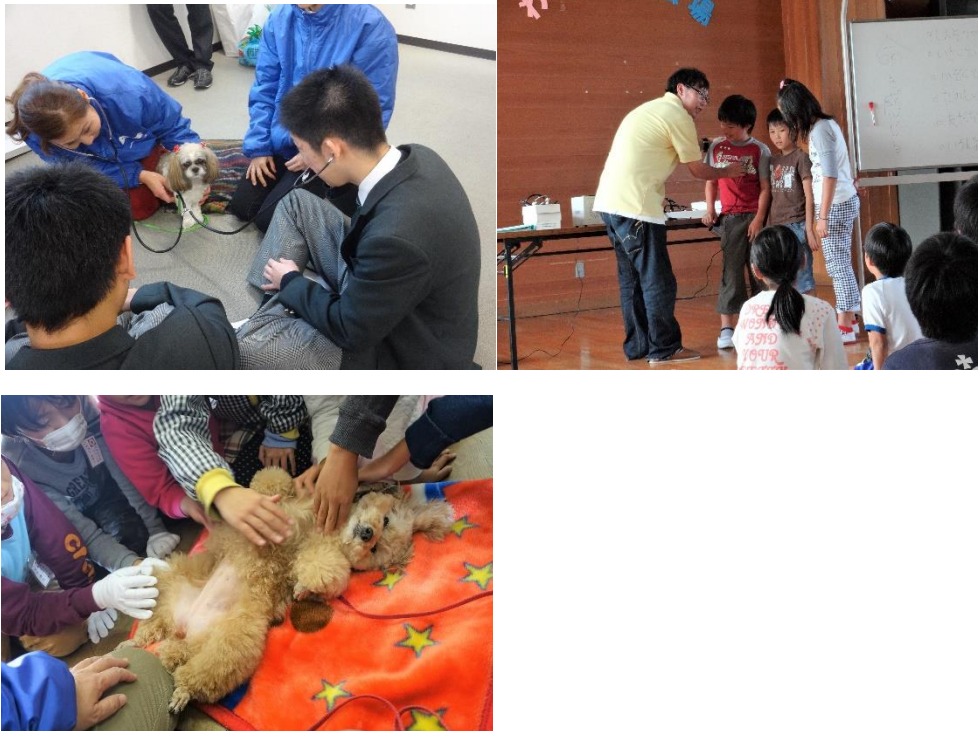
(5) 動物愛護啓発事業

動物愛護啓発事業である「わうくらす」(※2)を実施しています。

わうくらすの事後アンケートの結果では、児童保護者ともに「命の大切さがわかった」あるいは「感じた」という意見が多く寄せられ、その効果が感じられます。

なお、本事業はボランティアが飼育している犬の参加が不可欠ですが、犬の高齢化が進んでいるため事業の継続が困難になる可能性があります。

わうくらす授業風景



(6) (仮称) 動物愛護センターの建設

現在の犬猫の収容施設は老朽化が著しいだけでなく、収容スペースが狭く、長期間の飼育ができない等、事業を行う上での制約が大きくなっています。

これらの問題を解決し、動物行政をより推進するため(仮称)動物愛護センターの建設を計画しています。

(7) 動物取扱業(※3)

第一種動物取扱業登録数は180件前後を、第二種動物取扱業届出数は1から2件を推移し、大きな増減は認められません。

施策の方向

- (1) 平成31年度の業務開始に向け(仮称)動物愛護センターの建設に取り組みます。
- (2) 獣医師会との連携やホームページ、市報などの媒体により犬の登録と狂犬病予防注射についての啓発を行います。
- (3) 犬猫等の動物の適切な飼い方についての啓発と保護された犬猫の譲渡を進めていきます。また、同センター開設後はより一層それらの事業の推進を図ります。
- (4) 地域猫対策の実施を推進することにより野良猫の繁殖の抑制と地域環境の保全を図ります。
- (5) 「わうくらす」の充実を図るとともに同センター開設後は施設内での「わうくらす」やその他の動物愛護教育、また、災害時に備えた訓練などを行います。
- (6) 動物取扱業者に対して適切な監視指導を行います。

目標の設定

項目	現 状 (平成 28 年度)	目 標 (平成 35 年度)
犬及び猫の譲渡数	78 匹	140 匹
狂犬病予防注射率	55.1%	70.0%

《用語説明》

※1 地域猫対策

野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排泄物の適切な処理を行うこと。野良猫の減少と地域環境の保全を図ることを目的としています。

※2 わうくらす

Wakayama Animal Welfare CLASS の略で、和歌山県内の小学生を対象に、動物をともし命の大切さや他者とのかかわりを学ぶことにより、子どもたちの豊かな心を育むことを目的に実施している動物愛護啓発事業です。本市では市内の小学校を対象に平成 19 年度から実施しており、平成 28 年度には 17 校で実施しました。愛護センター内で行う来館型と職員が小学校に赴く出張型がありますが、現在のところ本市では出張型のみを実施しています。

※3 動物取扱業

動物園、ペットショップ、ペットホテル、ペット美容室、動物の訓練・調教等、動物を取り扱う様々な営業を指します。営利性を有する場合は第一種動物取扱業として登録が必要になりますが、愛護団体の動物シェルター等、営利性を有しない場合は第二種動物取扱業となり、届出が必要になります。